

通所介護・介護予防通所介護重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

事業所名：デイサービス T ケア TEL：0436-98-3218

担当 _____ 重要事項説明者 _____

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 デイサービス T ケアの概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	デイサービス T ケア
所在地	千葉県市原市辰巳台西 2-3-1
介護保険指定番号	指定通所介護・第一号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）
サービス提供地域	千葉県市原市・千葉市

(2) 営業時間

月～土・祝祭日	午前8：30～午後17：30
---------	----------------

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者		1		1
生活相談員	介護福祉士・介護支援専門員等	2		2
機能訓練指導員	理学療法士・作業療法士等		5	5
看護職員	看護師（准看護師）		5	5
介護職員		5		5

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

3 サービス内容

通所介護計画・介護予防通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、口腔機能向上、アクティビティーその他必要な介護等を行います。

4 利用料金

(1) 利用料

① 通所介護（要介護）

	単位	1割負担	2割	3割
要介護1	658単位	688円	1,375円	2,063円
要介護2	777単位	812円	1,624円	2,436円
要介護3	900単位	941円	1,881円	2,822円
要介護4	1023単位	1,069円	2,138円	3,207円
要介護5	1143単位	1,194円	2,389円	3,583円
機能訓練をしたとき	56単位	59円	118円	177円
入浴をしたとき	40単位	42円	84円	126円
口腔機能向上をしたとき	150単位(月2回まで)	157円	314円	460円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	加算率8.0%			

② 通所型独自サービス（要支援）

介護保険適用	単位	1割負担	2割	3割
要支援1	1798単位	1,879円/月	3,758円/月	5,637円/月
要支援2	3631単位	3,794円/月	7,588円/月	11,382円/月
介護職員処遇改善加算Ⅲ	加算率8.0%			

○自費をいただくもの（介護保険適用外）

食事費用	一食につき	700円
オムツ	一枚につき	150円
リハパン	一枚につき	100円
パット	一枚につき	50円
教材費		実費相当額
レクリエーション費		実費相当額
施設サービス利用費		実費相当額

(2) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 10 日までに当月分の料金を請求いたしますので、25 日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。通所介護計画・介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結びサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

② 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕または要介護と認定された場合

※この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ ご利用者様が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはご利用者様やご家族の方などが、当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ・ 他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでサービスの利用はお断りさせていただきます。

6 非常災害対策

(1) 防災設備

消火器具・避難器具・誘導灯および誘導標識

(2) 防災訓練

年 1 回実施

7 虐待防止に関する重要事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を置く。
- 5 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

8 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならび緊急やむを得ない理由を記録する。

10 ハラスメント防止に関する事項

事業所は、従業員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組むこととし、従業員に対しハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施する。

11 衛生管理等

事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともにその結果について、職員の周知徹底を図る。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的実施する。

12 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所のサービス提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。当事業所に苦情を申し立てたことにより、何らかの差別待遇を受けません。

(2) ご利用者からの苦情に対する窓口

- ① デイサービス Tケア 苦情解決責任者 : 林 泰治
苦情受付担当者 : 林 泰治

電話番号 0436-98-3218

受付時間 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時

- ② 千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係

電話番号 043-254-7428

Fax 043-254-0048

- ③ 市原市 高齢者支援課
電話番号 0436-23-9873

1.3 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
主治医への 連絡基準		

【事業者】

千葉県千葉市緑区おゆみ野南 5-26-83

株式会社 one to one

代表取締役 林 泰治 印

【事業所】

千葉県市原市辰巳台西 2-3-1

デイサービス Tケア (指定番号 1272404136 千葉県)

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(利用者代理人)

住 所

氏 名

印 (続柄 :)